

諮問庁：防衛大臣

諮問日：令和5年3月15日（令和5年（行情）諮問第265号）

答申日：令和5年7月20日（令和5年度（行情）答申第202号）

事件名：セクハラ等の証拠保全のためであっても加害者等の声の録音は認めない旨が記載された文書等の不開示決定（不存在）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙に掲げる文書（以下「本件対象文書」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、令和4年12月9日付け防官文第23086号により、防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）の取消し及び全部開示の決定を求める。

2 審査請求人の主張の要旨

審査請求人の主張する審査請求の理由の要旨は、審査請求書及び意見書によると、おおむね以下のとおりである。

（1）審査請求書

①については、海上自衛隊の情報保全巡回講習資料に書かれていないか。

（2）意見書

海上自衛隊の情報保全巡回講習資料では、隊員がパワハラ・セクハラ等の証拠保全のために加害者の声等を録音していた具体的事例を取り上げ、録音者を激しい言葉で批判していたはずである。かつ「では録音が駄目なら、パワハラ・セクハラ等の証拠をどうやって保全すればいいのか」まったく示していなかったはずである。これは、隊員がパワハラ・セクハラ等の証拠保全のために加害者の声等を録音するのを禁止する趣旨ではないのか。逆に、防衛省においてそのような録音が禁止されていないのなら、情報保全巡回講習資料作成者は、受講者に録音（証拠保全）を躊躇させるようなことを勝手に書いたと言うのか。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

本件開示請求は、本件対象文書については、作成又は取得しておらず、

保有を確認できなかったことから、令和4年12月9日付け防官文第23086号により、法9条2項の規定に基づき、文書不存在による不開示決定処分（原処分）を行った。

本件審査請求は、原処分に対して提起されたものである。

2 本件対象文書の保有の有無について

本件対象文書については、作成または取得した事実が認められず、さらに、防衛省における各種ハラスメント行為の防止等を所掌する内部部局の担当部署において、机、書庫、パソコン内のファイル等を探索したが、保有を確認することができなかったことから、不存在につき不開示としたものである。

3 審査請求人の主張について

審査請求人は、「①については、海上自衛隊の情報保全巡回講習資料に書かれていないか。」として、原処分の取消し及び全部開示の決定を求めているところ、審査請求人が指摘する行政文書は、スマートフォンで業務用データを取り扱う上での注意喚起を目的に作成された部内資料であると推察されるが、本件開示請求に合致するものではないため、これを特定することはできない。

なお、本件審査請求を受け、念のため内部部局の担当部署において所要の探索を行ったが、再度の探索においても本件対象文書の保有を確認できなかった。

よって、審査請求人の主張には理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和5年3月15日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年4月3日 審査請求人から意見書を收受
- ④ 同年6月16日 審議
- ⑤ 同年7月14日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書については、作成又は取得しておらず、保有を確認することができなかったとして、文書不存在につき不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、原処分の取消しを求めているが、諮問庁は、原処分を維持することが妥当であるとしていることから、以下、本件対象文書の保有の有無について検討する。

2 本件対象文書の保有の有無について

(1) 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、本件対象文書の保有の有無について改めて確認させたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり補足して説明する。

ア 本件開示請求は、セクハラ・パワハラに加害者等の声を証拠保全のためであったとしても、ICレコーダー等で録音することは一切認めない旨の内容が記載された文書及びその結果、セクハラ・パワハラの際の証拠保全が困難になった場合の代替措置について定めた文書を求めるものと解した。

イ 審査請求人は、たとえセクハラ・パワハラの際の証拠保全のためであっても、加害者等の声をICレコーダー等で録音することは一切認めない旨について、海上自衛隊の情報保全巡回講習資料（以下「巡回講習資料」という。）に書かれているなどと主張するが、巡回講習資料の具体的にどの部分を指しているのか定かではないものの、いずれにしても、本件開示請求文言にあるセクハラ・パワハラ等の文言は一切記載されていないため、審査請求人の主張する巡回講習資料は、本件対象文書には該当しない。

なお、防衛省の関係部署において、本件対象文書に該当する文書の作成又は取得はしておらず、保有もしていない。

ウ 本件審査請求を受け、念のため関係部署の執務室の机、書庫及び倉庫並びに執務室のPC端末及び共有サーバー内等の探索を行ったが、本件対象文書の存在は確認できなかった。

(2) 検討

ア 当審査会において、諮問庁から巡回講習資料の写しの提示を受け、確認したところによれば、上記第3の3及び上記(1)イの諮問庁の説明に、特段不自然、不合理な点はなく、これを覆すに足りる事情も認められない。

イ また、本件対象文書の探索の範囲等についても、上記(1)ウのとおりであり、特段の問題があるものとは認められず、防衛省において、本件対象文書を保有しているとは認められない。

ウ なお、審査請求人は、本件対象文書として、「① たとえセクハラ・パワハラの際の証拠保全のためであっても、加害者等の声をICレコーダー等で録音することは一切認めない旨が書かれた文書。② ①の結果、セクハラ・パワハラの際の証拠保全は困難になるわけであるが、その代替措置について定めた文書（あるいは、これにより加害者は証拠を保全される心配なく安心してセクハラ・パワハラができるので問題無い旨を定めた文書。）」の開示を求めているところ、審査請求書において、「①については、海上自衛隊の情報保全巡回講習資料に書かれていないか。」などと主張するものであるが、法が、開示請求者に

対し，開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項の記載を求める趣旨は，開示請求制度の適正かつ円滑な運用のためであると解されることからすると，当該文書の開示を求めるのであれば，本件開示請求書に端的にその旨を記載すべきである。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は，当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから，本件対象文書につき，これを保有していないとして不開示とした決定については，防衛省において本件対象文書を保有しているとは認められず，妥当であると判断した。

(第1部会)

委員 合田悦三，委員 木村琢磨，委員 中村真由美

別紙 本件対象文書

「① たとえセクハラ・パワハラの実証保全のためであっても、加害者等の声をICレコーダー等で録音することは一切認めない旨が書かれた文書。② ①の結果、セクハラ・パワハラの実証保全は困難になるわけであるが、その代替措置について定めた文書（あるいは、これにより加害者は証拠を保全される心配なく安心してセクハラ・パワハラができるので問題無い旨を定めた文書。）」